



2016年度 5月実施

金融窓口サービス技能検定

2級 学科試験

実施日◆2016年5月22日(日)

試験時間◆10:00～12:00(120分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、択一式40問です。
3. 筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2015年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡ししてください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

- この試験の模範解答は、本日午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※ 当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

- 6月29日(予定)に合否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<https://kentei.kinzai.or.jp/announcem/>)で、受検番号の入力により合否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

1. 試験問題については、特に指示のない限り、2015年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。
2. 問題文中の法律名等については、以下のような略称を用いています。
 - ・ N I S A = 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置
 - ・ 金融商品販売法 = 金融商品の販売等に関する法律
 - ・ 結婚・子育て資金一括贈与 = 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置
 - ・ 個人情報保護法 = 個人情報の保護に関する法律
 - ・ ジュニア N I S A = 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置
 - ・ 日本証券業協会「高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン」 = 日本証券業協会「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）
 - ・ 番号法 = 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
 - ・ 犯罪収益移転防止法 = 犯罪による収益の移転防止に関する法律
 - ・ 預金者保護法 = 偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律
3. 問題文中の「金融商品取引法上」という表現は、同法のほか、関連する政令・内閣府令等を含みます。他の法律についても同様です。
4. 問題文中の「金融機関」とは、「銀行」および「協同組織金融機関」を指します。
5. 問題文中の「一般投資家」は、金融商品取引法上の「特定投資家」以外の投資家をいいます。

【第1問】 次の各文章（(1)から(20)まで）の（ ）内に入るべき最も適切な文章、語句、数字またはその組合せを選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。

〔20問〕

(1) 顧客ニーズに適した商品やサービスを提供するためには、各年代のライフステージに係る貯蓄動向の特徴を把握しておくことが重要である。たとえば20歳代は、いわゆる「貯蓄の入門期」であり、特に新社会人は、一般に（ ㊦ ）の開設に伴い貯蓄を開始する。また、この年代は、自由に使えるお金の多い年代といえるが、将来の結婚等に備え着実に蓄えるというニーズもある。30歳代は、一般に、人生の二大支出といわれる（ ㊧ ）資金や住宅取得資金などを目的とした貯蓄プランをスタートさせる年代となる。

- | | |
|------------|-----|
| 1. ㊦給与振込口座 | ㊧教育 |
| 2. ㊦証券口座 | ㊧教育 |
| 3. ㊦給与振込口座 | ㊧年金 |
| 4. ㊦証券口座 | ㊧年金 |

(2) 金融機関の窓口職員（テラー）が顧客から情報収集した内容は、他係・他部署で役立つことも数多くあるので、テラー同士はもちろん、渉外担当者や役席者等の間で情報の共有化を図ることが重要である。情報の共有化を図ることで、たとえば別の担当者が当該顧客と接した際にも、一定の情報をもとにスムーズな対応が可能となるため、（ ㊦ ）の向上にもつながる。なお、収集した顧客情報は、（ ㊧ ）することも大切である。

- | | |
|-----------|------------|
| 1. ㊦C S | ㊧1年ごとに更新 |
| 2. ㊦C S | ㊧常に見直し、洗替え |
| 3. ㊦C I F | ㊧常に見直し、洗替え |
| 4. ㊦C I F | ㊧1年ごとに更新 |

(3) 「電子記録債権」とは、(㉞) の記録原簿への電子記録をその発生・譲渡等の要件とする、既存の「手形・売掛債権」などとは異なる新たな金銭債権である。電子記録債権による決済手段を導入した事業者は、事業者間取引などで発生した債権の支払に関し、パソコンなどで電子記録をすることで、安全・簡易・迅速に電子記録債権の発生・譲渡等を行うことができる。また、事業者が商品代金として電子記録債権を受け取る際に領収書（電子記録債権で受け取った旨を記載したもの）を発行する場合、(㉟) 税の課税対象外となるなど、各種事務負担軽減・コスト削減の導入効果が期待できる。

- | | |
|--------------|-----|
| 1. ㉞電子債権記録機関 | ㉟消費 |
| 2. ㉞電子債権記録機関 | ㉟印紙 |
| 3. ㉞金融機関 | ㉟消費 |
| 4. ㉞金融機関 | ㉟印紙 |

(4) 預金者が、盗難カードによる不正払戻しの被害に遭い、金融機関が善意・無過失であった場合において、預金者は、自身に故意または過失がなかったときは補てん対象額の全額について、過失（重大な過失を除く）があったときは補てん対象額の(㉞) に相当する額について、金融機関に補てんを求めることができる。なお、この場合、預金者は、盗難後速やかに盗難に遭った旨の通知を金融機関に届け出るなどの一定の要件を満たす必要がある。また、預金者の故意・過失の有無を立証する責任は、(㉟) 側が負う。

また、インターネットバンキングにより行われた不正な払戻しについては、預金者保護法による補てんの対象外であるが、個人向けインターネットバンキングの被害については、(㉞) の申し合わせにより、金融機関の自主的な対応として補てんを行うこととしている。

- | | | |
|---------|-------|---------|
| 1. ㉞50% | ㉟金融機関 | ㊲全国銀行協会 |
| 2. ㉞75% | ㉟金融機関 | ㊲全国銀行協会 |
| 3. ㉞50% | ㉟預金者 | ㊲金融機関相互 |
| 4. ㉞75% | ㉟預金者 | ㊲金融機関相互 |

(5) 金融商品取引の契約時において顧客に（ ㉞ ）能力がない場合は、契約自体が（ ㉜ ）になることはいうまでもないが、（㉞）能力があるかどうかを判断することは難しいほか、高齢者については、契約時点では十分に説明を理解していたと思われる場合でも、数日後には自身が行った取引等を何も覚えていないということが起こりうるため、特に高齢の顧客にリスク商品等を販売・勧誘する場合は、より慎重な姿勢で臨むことが求められる。具体的には、（ ㉞ ）等の同席・同意を求める等の配慮をすることが、後日の苦情・トラブル防止の観点からも望まれる。

- | | | |
|--------|------|--------|
| 1. ㉞意思 | ㉜取消し | ㉞同居の家族 |
| 2. ㉞契約 | ㉜無効 | ㉞友人 |
| 3. ㉞意思 | ㉜無効 | ㉞同居の家族 |
| 4. ㉞行為 | ㉜取消し | ㉞友人 |

(6) 金融商品取引法上、金融商品取引業者等が、顧客（一般投資家）に対し円貨建債券を販売する場合、金利、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により（ ㉞ ）があること、および、（ ㉜ ）などについて、12ポイント以上の大きさの文字・数字を用いて記載した契約締結前交付書面を交付しなければならない。

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. ㉞利益を得られる可能性 | ㉜クーリング・オフの適用の有無 |
| 2. ㉞損失が生じるおそれ | ㉜当該金融商品取引契約の概要 |
| 3. ㉞利益を得られる可能性 | ㉜当該金融商品取引契約の概要 |
| 4. ㉞損失が生じるおそれ | ㉜クーリング・オフの適用の有無 |

(7) （ ㉞ ）上の適合性の原則には、「狭義の適合性原則」と「広義の適合性原則」があるとされている。「狭義の適合性原則」とは、ある特定の顧客に対しては、いかに金融商品取引業者等が説明を尽くしても、一定の商品の販売・勧誘を行ってはならないというルールである。また、「広義の適合性原則」とは、「狭義の適合性原則」上の問題がない顧客に対して、顧客の知識・経験・財産の状況、および金融商品取引契約を締結する（ ㉜ ）等に適合した形で商品の販売・勧誘を行わなければならないというルールである。当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をすることを（㉞）は金融商品取引業者等に義務づけており、これは、（ ㉞ ）として規定されている。

- | | | |
|-------------|-----|----------|
| 1. ㉞金融商品販売法 | ㉜動機 | ㉞実質的説明義務 |
| 2. ㉞金融商品取引法 | ㉜動機 | ㉞最良執行方針 |
| 3. ㉞金融商品販売法 | ㉜目的 | ㉞最良執行方針 |
| 4. ㉞金融商品取引法 | ㉜目的 | ㉞実質的説明義務 |

- (8) 生命保険契約者保護機構は、保険業法に基づいて設立・事業開始した法人であり、生命保険会社が破綻した場合には、破綻した生命保険会社の契約を引き継ぐ（㉗）保険会社あるいは承継保険会社に対して、必要に応じて資金援助等を行う。

生命保険契約者保護機構の補償対象となる保険契約については、高予定利率契約の場合を除き、原則として破綻時点での（㉖）の（㉗）補償される。

- | | | |
|--------|---------|--------|
| 1. ㉗救済 | ㉖自己資本 | ㉗90%まで |
| 2. ㉗合併 | ㉖自己資本 | ㉗全額が |
| 3. ㉗救済 | ㉖責任準備金等 | ㉗90%まで |
| 4. ㉗合併 | ㉖責任準備金等 | ㉗全額が |

- (9) 平成27（2015）年の中国の経済・金融情勢において、実質経済成長率が（㉗）%台となるなど景気減速が見られたことは、世界的な資源価格の（㉖）の一因となった。また、同年8月に中央銀行である中国人民銀行が（㉗）ことは、国際金融市場の動揺を招いた。

- | | | |
|-------|-----|----------------|
| 1. ㉗6 | ㉖下落 | ㉗人民元レートを切り下げた |
| 2. ㉗9 | ㉖下落 | ㉗財政支出を大幅に削減した |
| 3. ㉗6 | ㉖上昇 | ㉗人民元レートを切り上げた |
| 4. ㉗9 | ㉖上昇 | ㉗財政支出を大幅に増加させた |

- (10) 金融資産のリスクを低減させる手法の1つに分散投資があるが、値動きがまったく（㉗）金融資産を組み合わせてポートフォリオを構築した場合には、金融資産間の相関係数は（㉖）となり、ポートフォリオのリスク低減効果はないといえる。逆に、値動きがまったく（㉗）金融資産を組み合わせてポートフォリオを構築した場合には、金融資産間の相関係数は（㉕）となり、ポートフォリオのリスク低減効果が最も高いといえる。

- | | | | |
|--------|-----|-----|-----|
| 1. ㉗同じ | ㉖-1 | ㉗逆の | ㉕1 |
| 2. ㉗逆の | ㉖1 | ㉗同じ | ㉕-1 |
| 3. ㉗同じ | ㉖1 | ㉗逆の | ㉕-1 |
| 4. ㉗逆の | ㉖-1 | ㉗同じ | ㉕1 |

(11) グロース運用とは、将来の企業の成長性や収益性を重視して、業績の伸びが期待できる銘柄を選択して投資する運用方法をいい、グロース運用の対象銘柄は、一般に市場平均に比べてP E Rが（ ㉠ ）、配当利回りが（ ㉡ ）なるといった傾向がある。逆に、バリュー運用の対象銘柄は、一般に市場平均に比べてP E Rが（ ㉢ ）、配当利回りが（ ㉣ ）なる傾向がある。

- | | | | |
|--------|-----|-----|-----|
| 1. ㉠低く | ㉡高く | ㉢高く | ㉣低く |
| 2. ㉠高く | ㉡低く | ㉢低く | ㉣高く |
| 3. ㉠高く | ㉡高く | ㉢低く | ㉣低く |
| 4. ㉠低く | ㉡低く | ㉢高く | ㉣高く |

(12) 個人顧客Aが、追加型株式投資信託Xファンド（年1回決算型）について、以下の取引を行った場合、Aの平成27年12月15日時点での買付に要した金額は（ ㉠ ）円、平成28年5月20日時点での受取分配金額（税引後）は（ ㉡ ）円となる（なお、計算過程において端数が生じる場合は、円未満切捨てとする）。

[Xファンドの条件]

- ・当初元本：1口1円
- ・購入時手数料：購入時の基準価額の2.16%（税込）
- ・運用管理費用（信託報酬）：基準価額の0.54%（税込）

[Aの取引状況]

- ・平成27年12月15日に、Xファンドを選択して、基準価額11,000円で、100万口を購入した。
- ・平成28年5月20日の決算時に、税引前の収益分配金は500円（うち普通分配金300円、元本払戻金200円）であった。
- ・N I S Aの利用はない。

（※基準価額および収益分配金は、1万口当たりの金額）

※上記以外の条件は考慮しないものとする。

- | | |
|---------------|---------|
| 1. ㉠1,123,760 | ㉡43,906 |
| 2. ㉠1,123,760 | ㉡44,000 |
| 3. ㉠1,129,700 | ㉡43,906 |
| 4. ㉠1,129,700 | ㉡44,000 |

(13) 個人向け国債には、変動金利型（10年）と固定金利型（5年・3年）があるが、いずれも毎月発行で、1万円以上1万円単位で購入でき、適用利率の下限は（ ㉞ ）%となっている。個人向け国債は、発行から（ ㉜ ）年を経過すれば原則としていつでも一部または全額を中途換金することができるが、中途換金調整額として「直前（ ㉝ ）回分の各利子（税引前）相当額×0.79685」が額面金額から差し引かれる。

- | | | |
|----------|----|----|
| 1. ㉞0.03 | ㉜1 | ㉝2 |
| 2. ㉞0.05 | ㉜2 | ㉝4 |
| 3. ㉞0.05 | ㉜1 | ㉝2 |
| 4. ㉞0.03 | ㉜2 | ㉝4 |

(14) 公的介護保険が原則として（ ㉞ ）給付であるのに対し、生命保険会社などが販売する民間の介護保険は、（ ㉜ ）給付が一般的である。また、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく介護医療保険料を支払った場合、一定の金額の所得税の所得控除を受けることができ、介護医療保険料の控除額は、最大で（ ㉝ ）万円となる。

- | | | |
|--------|-----|----|
| 1. ㉞現金 | ㉜現物 | ㉝5 |
| 2. ㉞現金 | ㉜現物 | ㉝4 |
| 3. ㉞現物 | ㉜現金 | ㉝4 |
| 4. ㉞現物 | ㉜現金 | ㉝5 |

(15) 学資（こども）保険は、子の教育資金等を準備するための保険であり、一般に、親が（ ㉞ ）、子が（ ㉜ ）となる。また、保険料払込期間中に契約者が死亡した場合、以後の保険料払込免除に加えて、一時金や（ ㉝ ）などが支払われる商品もある。

- | | | |
|----------|-------|--------|
| 1. ㉞被保険者 | ㉜契約者 | ㉝育英年金 |
| 2. ㉞被保険者 | ㉜契約者 | ㉝満期保険金 |
| 3. ㉞契約者 | ㉜被保険者 | ㉝育英年金 |
| 4. ㉞契約者 | ㉜被保険者 | ㉝満期保険金 |

- (16) 結婚・子育て資金一括贈与において、制度の対象となる結婚費用としては、受贈者の結婚に際して支出する費用で、(㉗) の費用などがある。制度の対象となる子育て費用としては、受贈者またはその配偶者の妊娠、出産および育児に要する費用で、(㉘) や受贈者の子に要する (㉙) などが挙げられる。

- | | | |
|------------------|-----------|----------|
| 1. ㉗新婚旅行 | ㉘不妊治療費 | ㉙小学校の給食代 |
| 2. ㉗新婚旅行 | ㉘病院までの交通費 | ㉙保育園の保育料 |
| 3. ㉗結婚による新居への引越し | ㉘不妊治療費 | ㉙保育園の保育料 |
| 4. ㉗結婚による新居への引越し | ㉘病院までの交通費 | ㉙小学校の給食代 |

- (17) 確定拠出年金の個人型年金は、(㉗) 連合会が規約を定め、法令等に基づき実施する年金制度である。加入対象者は、国民年金第1号被保険者および第2号被保険者（厚生年金基金、確定給付企業年金等の企業年金制度が導入されていない企業に勤務する第 (㉘) 号厚生年金被保険者）で60歳未満の者である。

確定拠出年金の個人型年金の掛金額は、月額5,000円以上1,000円単位で、加入者自身が決めることができるが、掛金の上限額は、国民年金第1号被保険者の場合、原則として月額 (㉙) 円で、第2号被保険者の場合は、月額23,000円である。

- | | | |
|------------|------|---------|
| 1. ㉗国民年金基金 | ㉘1～4 | ㉙68,000 |
| 2. ㉗企業年金 | ㉘1～4 | ㉙55,000 |
| 3. ㉗企業年金 | ㉘1 | ㉙55,000 |
| 4. ㉗国民年金基金 | ㉘1 | ㉙68,000 |

- (18) 会社を退職した者が、60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金と雇用保険による (㉗) を同時に受けられる場合、退職者の住所地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込みを行った日の属する (㉘) から、(㉗) の受給期間が満了した日の属する月または所定給付日数を受け終わった日の属する月までの間の特別支給の老齢厚生年金が支給停止される。

- | | |
|----------------|-------|
| 1. ㉗高年齢雇用継続給付 | ㉘月の翌月 |
| 2. ㉗高年齢雇用継続給付 | ㉘月 |
| 3. ㉗基本手当（失業給付） | ㉘月 |
| 4. ㉗基本手当（失業給付） | ㉘月の翌月 |

(19) 公募株式投資信託等の解約や売却による譲渡所得は、(㉞) の対象となり、確定申告を行うのが原則であるが、この負担軽減のために、特定口座制度が設けられている。投資家が源泉徴収ありの特定口座を選択すれば、原則として確定申告は不要である。源泉徴収ありの特定口座では、口座内における譲渡損失と収益分配金等との損益通算が行われ、損益通算をしてもなお控除しきれなかった損失の金額については、確定申告をすることにより、翌年以降最長 (㉟) 年間にわたって繰り越すことができる。一方、源泉徴収なしの特定口座では、確定申告が必要となるが、この場合、(㊱) から送られる特定口座年間取引報告書により、簡便に確定申告を行うことができる。

- | | | |
|------------|----|-------|
| 1. ㉞源泉分離課税 | ㉟2 | ㊱販売会社 |
| 2. ㉞申告分離課税 | ㉟3 | ㊱販売会社 |
| 3. ㉞源泉分離課税 | ㉟2 | ㊱受託会社 |
| 4. ㉞申告分離課税 | ㉟3 | ㊱受託会社 |

(20) 勤続年数8年4カ月の者が、500万円の退職金を受け取る場合（障害者になったことを直接の原因とする退職ではなく、他に退職金等はないものとする）、所得税の計算における退職所得控除額は (㉞) 万円であり、退職所得の金額は (㉟) 万円となる。

- | | |
|---------|------|
| 1. ㉞320 | ㉟90 |
| 2. ㉞360 | ㉟70 |
| 3. ㉞320 | ㉟180 |
| 4. ㉞360 | ㉟140 |

【第2問】 次の各問（(21)から(40)まで）について、答を1つだけ選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。**〔20問〕**

(21) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査〔二人以上世帯調査〕」（平成27年調査）の結果による年代別貯蓄動向について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 「金融資産の保有目的（金融資産を保有していない世帯を含む）」調査によると、世帯主が40歳代の世帯は、世帯主が30歳代の世帯と比較すると、「旅行、レジャーの資金」「住宅の取得または増改築などの資金」などの目的の貯蓄が減退化する一方、「老後の生活資金」「遺産として子孫に残す」目的の貯蓄が増加する。
2. 「金融商品の選択基準（金融資産保有世帯）」調査によると、世帯主が30歳代の世帯の収益性商品の保有率は、安全性商品の保有率よりも多い。
3. 「金融資産保有額（金融資産を保有していない世帯を含む）」調査によると、世帯主が60歳代の世帯の平均金融資産保有額は、世帯主が30歳代の世帯の平均金融資産保有額の3倍以上となっている。

(22) 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 対面取引において、個人顧客の本人確認書類が国民健康保険の被保険者証の場合、その提示に加えて当該本人確認書類に記載された住所あてに取引関係書類を書留郵便等（転送不要扱い）により送付することが必要となる。
2. 金融機関が過去に取引時確認を行った取引時確認済みの顧客であっても、取引時確認を行った際に本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客との取引は、ハイリスク取引とされ、再度、取引時確認を行う必要がある。
3. 金融機関の窓口において、顧客から現金により1万円の振込の申出を受け付けた場合には、金融機関は、当該顧客の取引時確認を行う必要がある。

(23) 高齢顧客に対する投資信託等のリスク商品の募集・販売体制について、日本証券業協会「高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン」に照らし、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 金融機関の窓口で高齢顧客に勧誘留意商品の勧誘を行った場合において、勧誘時に家族の同伴がある場合は、原則として即日受注が可能とされる。
2. 公社債投資信託やTOPIX連動型のインデックスファンドなどは、勧誘留意商品には該当しないものとされる。
3. 高齢顧客がインターネット取引で勧誘留意商品を購入する場合は、原則として日本証券業協会「高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン」の適用対象とはならない。

(24) 法定後見制度に係る手続等について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 法定後見制度を利用するには、本人の所在地を管轄する家庭裁判所に後見開始の審判等を申し立てる必要がある。
2. 後見開始の審判等がなされると、登記によって審判のなされたことが公示され、誰でも当該情報についての登記事項証明書の交付を法務局に請求することができる。
3. 成年後見の開始後、法定代理人である成年後見人の事前の同意があれば、成年被後見人は金融機関と単独で融資取引を行うことができる。

(25) 平成28年1月から全面施行された番号法に基づく本人確認について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 個人番号の提供を受ける場合、記載された個人番号が正しい番号であることの確認（番号確認）と提供を行う者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）の双方が必要である。
2. 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認済みの顧客から個人番号の提供を受ける場合は、番号法に基づく身元確認は不要である。
3. 代理人から個人番号の提供を受ける場合、本人の番号確認に加えて代理権の確認と代理人の身元確認が必要である。

(26) 金融機関における顧客の個人情報の取扱いについて、個人情報保護法および金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（金融庁ガイドライン）」に照らし、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む）をいう。
2. 個人情報の利用にあたっては、利用目的をできる限り特定する必要があるが、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、原則として本人の同意が必要となる。
3. 個人情報保護法および金融庁ガイドラインにおける「個人」には、外国人は含まれない。

(27) 金融商品販売法上の重要事項の説明義務について、次のうち最も適切なものはどれか。

なお、本問における顧客は、一般投資家とする。

1. 過去に重要事項の説明を行った金融商品を顧客に再度販売する場合、金融商品販売業者等は、顧客から重要事項の説明は不要であるとの申出がなくても、重要事項の説明を省略することができる。
2. 金融商品販売業者等は、外貨を保有していない顧客に外貨預金を販売する場合、為替相場の変動リスクについて説明する必要があるが、顧客の預金が、円貨から外貨に換算して預託され、払戻しの際は外貨から円貨に換算されることなどの仕組みに関する説明を行う必要はない。
3. 銀行が、顧客と住宅ローンなどの金銭消費貸借契約を締結する際、銀行は当該契約について金融商品販売法上の重要事項の説明義務を負わない。

(28) 保険契約の申込みに際して作成・交付される「意向確認書面」について、金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」に照らし、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 意向確認書面には、顧客の金融商品に関する知識や経験、財産状況について記載することが求められている。
2. 保険契約においては、意向確認書面により、当該保険商品が顧客のニーズに合致したものであるかどうかを、顧客が契約締結前に最終的に確認する機会を確保する必要がある。
3. 意向確認書面の交付は、一定の要件を満たせば、書面のほか、電子メール等の電磁的方法によることも可能とされる。

(29) 金融商品取引法に規定されている「広告等の規制」について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者等が、特定の商品・取引の表示のあるポスターやパンフレットを店内に備え置くことは、広告等の規制の対象とはならない。
2. 金融商品取引業者等が、個別の企業を分析・評価したアナリスト・レポートを金融商品取引契約の締結の勧誘に使用する目的で多数の者に配布する場合、「金融商品取引業の内容」についての情報の提供として、広告等の規制の対象となる。
3. 金融商品取引業者等が、広告等を作成する場合、金融商品のリスクに関する情報については、他の事項の表示に用いる文字や数字のうち、最も大きなものと著しく異なる大きさで表示しなければならない。

(30) クーリング・オフの対象となる取引として、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 保険期間が1年以下の保険契約の締結
2. 投資顧問契約の締結
3. 個人向け国債の購入

(31) 日本の株価指数の1つであるJ P X日経インデックス400について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. J P X日経インデックス400を算出する際に対象となる銘柄数は、原則として400銘柄である。
2. J P X日経インデックス400を算出する際に対象となる銘柄は、東京証券取引所に上場している銘柄のなかから無作為に選ばれる。
3. J P X日経インデックス400を算出する際に対象となる銘柄は、定期的に見直され、入替えが行われる。

(32) 外貨預金の特徴について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 個人顧客の場合、為替予約付きの外貨定期預金の為替差益については、源泉分離課税が適用されるが、為替予約なしの外貨定期預金の為替差益については、確定申告による総合課税の対象となる。
2. 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（障害者等のマル優）の対象者の場合、利子および為替差益が非課税となる。
3. 金融機関が、顧客から円を対価として外貨預金を受け入れる場合に適用される外国為替相場をT T Bといい、顧客が、外貨預金を円で払い戻す場合に適用される外国為替相場をT T Sという。

(33) 後見制度支援信託について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 後見制度支援信託は、法定後見制度の被後見人、被保佐人、被補助人を利用対象としている。
2. 後見制度支援信託の信託財産は、信託財産の管理先である信託銀行等が破綻した場合であっても、預金保険制度により、元本1,000万円および破綻日までの分配金が保護される。
3. 信託契約締結後の状況変化により、当初定められた定期交付の金額などに変更が必要になった場合や信託契約を解約せざるを得ないような場合には、家庭裁判所の指示書を得て、信託銀行等との間で信託契約の変更や解約をすることができる。

(34) 公募のファンド・オブ・ファンズとそのリスクについて、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. ファンド・オブ・ファンズは、原則として複数の投資信託に投資することが義務付けられている商品であり、投資信託以外のCP、CDなどの短期金融商品や個別の債券および株式を投資対象とすることができない。
2. ファンド・オブ・ファンズの運用管理費用（信託報酬）は、ファンド・オブ・ファンズ自体の運用管理費用（信託報酬）のほかに組み入れたファンドの運用管理費用（信託報酬）もかかるため、一般に投資家の実質的な負担は通常のファンドよりも高い。
3. ファンド・オブ・ファンズは、複数のファンドを組入対象としているため、組入対象となるそれぞれのファンドよりも資産分散によるリスク低減効果が高いといえる。

(35) 個人年金保険の一般的な特徴について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 利率変動型個人年金保険は、市場金利に応じて予定利率が変動するが、支払われる年金額が契約時に保証された最低年金額を下回ることではない。
2. 変額個人年金保険において、保険契約者（＝保険料負担者）と年金受取人が同じ場合、年金受取人が毎年受け取る年金は、雑所得とされる。
3. 保険料を全期前納払いで、生命保険料控除の適用対象となる定額個人年金保険に加入した場合、所得税法上、生命保険料控除の適用を受けることができるのは加入した年に限られる。

(36) 日本政策金融公庫の「教育一般貸付」の手続等について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 教育一般貸付の申込みは、インターネットからでも可能である。
2. 教育一般貸付の申込み完了後、通常は10日前後で当該審査結果が連絡される。
3. 教育一般貸付の融資金は、申込者名義の金融機関の口座に日本政策金融公庫から入金されるが、教育一般貸付が公的な制度であるため、当該入金に関して送金手数料は発生しない。

(37) 相続放棄・限定承認・代襲相続について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 相続放棄をする者は、その旨を自己のために相続の開始があったことを知った時から3カ月以内に、地方裁判所に申述しなければならない。
2. 限定承認とは、相続によって得る財産よりも被相続人の債務が多い場合に、相続人固有の財産で被相続人の債務を負担する制度である。
3. 被相続人の相続開始前に相続人となる子が死亡していた場合において、その相続人の子（孫）が代わりに相続するのは代襲相続という。

(38) 平成27年10月1日以降に受給権が発生する特別支給の老齢厚生年金の年金について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 平成27年10月1日より前に加入していた共済組合等の加入期間も厚生年金保険の加入期間とみなされるため、各共済組合等の加入期間と厚生年金保険の加入期間を合算した期間が44年以上あれば、長期加入者の特例措置が適用される。
2. 特別支給の老齢厚生年金を受給するには、第1号厚生年金被保険者期間、第2号厚生年金被保険者期間、第3号厚生年金被保険者期間および第4号厚生年金被保険者期間の合計が1年以上あり、各号の厚生年金被保険者期間と国民年金保険料納付済期間、各種保険料免除期間および合算対象期間の合計が、原則として300月以上ある必要がある。
3. 65歳未満の特別支給の老齢厚生年金の受給権者が月末に退職した場合、翌月分の年金から退職改定後の年金額で支給される。

(39) 平成28年1月から申請手続が開始されたジュニアNISAについて、次のうち最も適切なものはどれか。

1. ジュニアNISAの口座開設者は、口座開設しようとする年の1月1日時点の年齢が5歳から19歳までの国内居住者等に限られる。
2. 非課税投資枠は、1人年間100万円である。
3. ジュニアNISAの口座開設者が、3月31日時点で18歳となる年の前年の12月31日までに口座内の上場株式等の払出しをした場合には、それまでに口座内において生じた所得について非課税措置の適用がなかったものとされ、かつ、払出しをした時点で上場株式等の譲渡または配当等の支払があったものとみなされ、払出しがあった日の属する年分の所得として課税される。

(40) 平成28年1月から適用が開始された金融所得課税の一体化の個人投資家への影響について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 国債などの一定の公社債の利子に対する課税は、源泉徴収後、申告分離課税か総合課税かを選択することになった。
2. 公募公社債投資信託の譲渡損益は、上場株式や公募株式投資信託の譲渡損益と損益通算を行うことができるようになった。
3. 特定公社債の譲渡益は、申告分離課税の対象となった。